

# 世田谷区地域密着型サービス事業所等宿舎借り上げ支援事業（概要）

## ＜目的＞

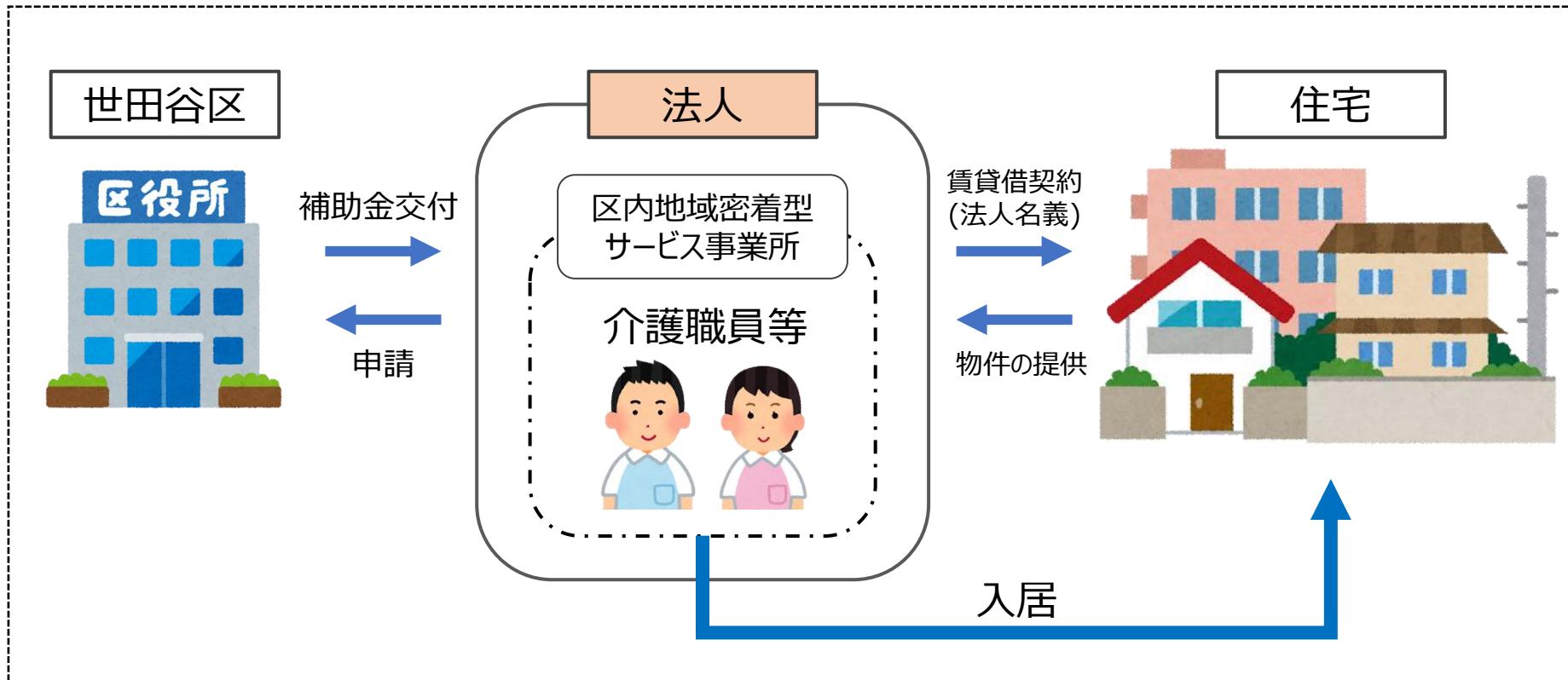
職員が働きやすい職場環境を実現するため、介護職員等の住まいの確保を支援することで、介護人材の確保定着を図る

## ＜事業の内容＞

- 1 対象事業所 ①定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 ②小規模多機能型居宅介護  
③看護小規模多機能型居宅介護 ④認知症対応型共同生活介護  
⑤「介護予防支援事業」を行う事業所（居宅介護支援の指定を受けているものを除く）
- 2 対象宿舎 法人が賃貸借契約を結んでいる宿舎
- 3 対象入居者 介護職員、看護師、計画作成担当者（責任者）、オペレーター（隨時対応サービスを行う職員）、介護予防支援を行う保健師、看護師、介護支援専門員、社会福祉士及び社会福祉主事
- 4 補助経費 対象法人が支出した宿舎借り上げに係る経費（当該年度4月1日以降の賃料、共益費、礼金、更新料等）。なお、本人から負担金を徴収する場合は、当該金額を差し引く。
- 5 補助要件 一人当たり助成期間10年間が上限。ただし、対象者が入居していることを条件とする。
- 6 補助基準額 1戸あたり、月額8万2千円まで
- 7 補助率 7／8（10円未満切り捨て）

# 世田谷区地域密着型サービス事業所等宿舎借り上げ支援事業（概要）

## ＜事業イメージ＞



※ 7年度より、補助金交付時期が年度途中(10～11月頃)と年度末(3月頃)の2回に変わりました。  
変更に伴い、申請方法が昨年度から変わっていますので、ご注意ください。

# 世田谷区地域密着型サービス事業所等宿舎借り上げ支援事業（概要）

## ＜補助金の計算方法＞

補助率を乗じる前に職員負担額を差し引くため、法人負担額は必ず発生します。

(例①) 家賃70,000円の全額を法人が負担している場合



家賃  
70,000円

=

助成対象経費
70,000円

補助率7/8



助成額	法人負担額
61,250円	8,750円

(例②) 家賃70,000円のうち、入居者から宿舎利用料を徴収している場合



家賃  
70,000円



職員負担額  
25,000円

=

助成対象経費
45,000円

補助率7/8



助成額	法人負担額
39,375円	5,625円

(例③) 補助金対象経費が補助金基準額(82,000円)を超過している場合



家賃  
120,000円



職員負担額  
20,000円

=

助成対象経費
100,000円

助成基準額
82,000円
18,000円 基準額超過分は法人負担

補助率7/8



助成額	法人負担額
71,750円	28,250円